
目安箱への投稿

■ 日付：2020/9/28

■ 件名：工事完成図の納品について

■ ご意見・お問い合わせ

特記仕様書に記載の工事完成図の項目において、「成果品は電子媒体で2部、紙（A-1）で1部提出すること」と記載がありますが、電子媒体と紙の2重提出となり書類の簡素化に反しているのではないのでしょうか。

■ 回答

工事完成図については完成図作成要領（R2.2）の中で、その完成図が必要か否かについては特記仕様書によるものとしています。

電子媒体と紙の2重提出となりますが、工事完成図は管理上必要であるため、共通仕様書を踏まえ、特記仕様書に「電子媒体で2部、紙（A-1）で1部」を標準として記載しています。

また、事務所の管理体制上、必要に応じて適宜、部数等を変更することとしているところです。

【参考】

共通仕様書の記載内容

3-1-1-9 工事完成図書の納品

2. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。